

平成27年度介護報酬改定速報 (その4)

各論：地域密着型サービス

2015年2月12日 (木)

発信者：株式会社 佐々木総研
経営コンサルティング部
福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL.093-651-5533

※無断転載禁止

各サービスごとの変更点

- ▶ 各事業所ごとに変更の要点のまとめ
 - ▶ 記載している単位数の表は説明のための一例
- ▶ 各事業所ともに本体単位数は大幅に見直し
 - ▶ 医療機関、ケアマネージャー及び各事業所・担当者との連携体制を整備して在宅での生活を支援していく体制や取り組みを行うことにより加算の算定を行うことが必要となります。
- ▶ 居宅療養管理指導費については変更なし
- ▶ 項目別基本報酬及び算定要件は、厚労省の発表資料をご覧ください
 - ▶ 厚生労働省→社会保障審議会→介護給付費分科会
→第119回2月6日開催 「資料」に詳細内容が記載されています
 - ▶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>
- ▶ なお、地域区分の見直しは以下の通り（九州、山口県抜粋）

地域区分	上乗せ割合	地 域	
5級地	10%	福岡県	福岡市
6級地	6%	福岡県	春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町
7級地	3%	山口県 福岡県	周南市、 北九州市・飯塚市・筑紫野市・古賀市

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

▶ 基本報酬の見直し

	要介護度	新単位数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （訪問看護サービスを行わない場合） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	要介護1	5,658単位/月
	要介護2	10,100単位/月
	要介護3	16,769単位/月
	要介護4	21,212単位/月
	要介護5	25,654単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ） （訪問看護サービスを行う場合）	要介護1	8,255単位/月
	要介護2	12,897単位/月
	要介護3	19,897単位/月
	要介護4	24,268単位/月
	要介護5	29,399単位/月

- ▶ 介護職員処遇改善加算の加算率：加算（Ⅰ）8.6%、加算（Ⅱ）4.8%
- ▶ 訪問看護サービスの提供体制の見直し：
 - ▶ 一体型事業所もほかの訪問看護ステーションとの連携契約を可能とする
- ▶ 通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護利用時の減算

	要介護	新単位数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （訪問看護サービスを行わない場合） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	要介護1	△62単位/日
	要介護2	△111単位/日
	要介護3	△184単位/日
	要介護4	△233単位/日
	要介護5	△281単位/日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ） （訪問看護サービスを行う場合）	要介護1	△91単位/日
	要介護2	△141単位/日
	要介護3	△216単位/日
	要介護4	△266単位/日
	要介護5	△322単位/日

- ▶ 同一建物に居住する者へのサービス提供にかかる減算（新規） △600単位/月
 - ▶ 居住の範囲：養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- ▶ オペレーターの配置基準の緩和：
 - ▶ 午後6時から午前8時まで、同一敷地内又は隣接する施設・事業所にも拡大
- ▶ 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

地域密着型サービス費 夜間対応型訪問介護

▶ 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 2,667単位/月

▶ 算定要件

- ▶ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届出た事業者が夜間訪問介護を行った場合

※ 別に厚生労働大臣が定める単位数の内容は次のとおり。

1 基本夜間対応型訪問介護費	981単位/月
2 定期巡回サービス費	368単位 /回
3 随時訪問サービス費 (Ⅰ)	560単位 /回
4 随時訪問サービス費 (Ⅱ)	754単位/回

▶ 同一建物居住するものへのサービス提供に係る減算

- ▶ 減算対象：同一建物・隣接する建物、指定夜間対応型訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における一月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者指定夜間対応型訪問介護を実施

▶ イ 定期巡回又は随時訪問サービス時に算定する所定単位数の9割の単位数

▶ ロについては、所定単位数の9割の単位数

▶ 介護職員処遇改善加算の加算率：加算(Ⅰ) 8.6%、加算(Ⅱ) 4.8%

地域密着型サービス 認知症対応型通所介護

▶ 基本報酬の見直し（例）

		新単位数
認知症対応型通所介護費（Ⅰ）単独型の場合 （所要時間7時間以上9時間未満の場合）	要介護 1	985単位/日
	要介護 2	1092単位/日
	要介護 3	1,199単位/日
	要介護 4	1,307単位/日
	要介護 5	1,414単位/日
認知症対応型通所介護費（Ⅱ）併設型の場合 （所要時間7時間以上9時間未満の場合）	要介護 1	885単位/日
	要介護 2	980単位/日
	要介護 3	1,076単位/日
	要介護 4	1,172単位/日
	要介護 5	1,267単位/日

- ▶ 共同型指定認知症対応型通所介護については据え置き
- ▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）6.8%、（Ⅱ）3.8%
- ▶ 利用定員の見直し：1ユニット3人まで
- ▶ 運営推進会議の設置：平成28年度から
- ▶ 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化
 - ▶ 事故報告の仕組みを設ける、情報公表を推進する

▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ▶ サテライト型特養の本体施設にかかる要件の緩和
 - ▶ 現行：指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所
 - ▶ 追加：指定地域密着型介護老人福祉施設

通所サービス系共通項目

(通所介護・通所リハビリテーション・ 認知症対応型通所介護)

▶ 通所サービス系共通：

▶ 送迎時における居宅内介助等の評価

- ▶ 介助内容：電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等

▶ 算定要件等：

- ▶ 居宅サービス計画と個別サービス計画に位置付けたうえで実施
- ▶ 所要時間に含めることができる時間は30分以内
- ▶ 居宅内介助を行うものは、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等

▶ 延長加算の見直し（通所介護・通所リハビリ）

- ▶ 夜間及び深夜のサービス実施の運営基準の厳格化、介護者への負担軽減
- ▶ 実態として通所介護事業所等の設備を利用して宿泊する場合は 算定不可
- ▶ 通所介護の例：12時間以上13時間未満（新規） 200単位/日
13時間以上14時間未満（新規） 250単位/日
- ▶ 算定要件：所要時間7時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に

日常生活上の世話を実施、通算した合計が9時間以上となるときに算定

▶ 送迎を行わない場合の減算（新規） △47単位/日（片道につき）

- ▶ 利用者が自ら通う、家族の送迎などの場合

▶ サービス提供体制加算（I） 18単位/回：介護福祉士 5割以上

- ▶ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、通所リハビリ

訪問系・通所系サービス共通項目

▶ リハビリテーションの基本理念

- ▶ リハビリは「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する

▶ 訪問リハ・通所リハを同一事業者が提供する場合の運営の効率化

- ▶ リハビリ計画、リハビリに関する利用者の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す

▶ リハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準

- ▶ 訪問・通所リハを提供する事業者はケアマネや各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標・計画を共有できるよう努める

地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護

▶ 基本報酬の適正化

			新単位数
介護予防小規模多機能型居宅介護費	(1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合	要支援 1	3,403単位/月
		要支援 2	6,877単位/月
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合	要支援 1	3,066単位/月
		要支援 2	6,196単位/月
小規模多機能型居宅介護費	(1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合	要介護 1	10,320単位/月
		要介護 2	15,167単位/月
		要介護 3	22,062単位/月
		要介護 4	24,350単位/月
		要介護 5	26,849単位/月
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合	要介護 1	9,298単位/月
		要介護 2	13,665単位/月
		要介護 3	19,878単位/月
		要介護 4	21,939単位/月
		要介護 5	24,191単位/月

- ▶ 介護職員処遇改善加算の加算率：加算（Ⅰ）7.6%、（Ⅱ）4.2%
- ▶ 訪問体制強化加算（新規） 1,000単位/月 →（区分支給限度基準額外）
 - ▶ 訪問担当者 常勤2名以上、月訪問延べ回数が200回以上、
 - ▶ 併設住宅以外への訪問が50%以上、これを算定する登録者に対する述べ訪問回数が1月あたり200回以上であること
- ▶ 利用者数の緩和：登録定員 29人以下、通いサービスにかかる利用定員18人以下
- ▶ 看取り連携体制加算（新規）64単位/日（死亡日から死亡日前30日以下まで）
 - ▶ 看護職員配置加算（Ⅰ）必須（常勤看護師を1名以上配置）、看護師との24時間連絡体制、看取り期における対応方針を定め、利用者に説明と同意
- ▶ 看護職員配置加算（Ⅲ） 480単位/月（新規）
 - ▶ 看護職員を常勤換算で1人以上配置、定員超過・人員欠如していないこと
- ▶ 地域との連携の推進
- ▶ 同一建物に居住する者へのサービス提供にかかる評価の見直し
- ▶ 事業所開始時支援加算の廃止
- ▶ 認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和
 - ▶ 1ユニット当たり定員の合計が9名まで

地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護

▶ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

▶ 例) 小規模多機能型居宅介護費 (新規)

小規模多機能型居宅介護費	介護度	新単位数
短期利用居宅介護費	要介護1	565単位/日
	要介護2	632単位/日
	要介護3	700単位/日
	要介護4	767単位/日
	要介護5	832単位/日

- ▶ 登録者が登録定員未満、ケアマネが緊急やむを得ない状況と判断、小規模多機能の登録者の利用に差支えないこと、基準以上の人員配置

地域密着型サービス共通事項

▶ 総合マネジメント体制強化加算 1,000単位/月 (新規)

- ▶ 個別サービス計画について多職種共同により、随時適切に見直しを行っている。
- ▶ 病院・診療所等に対し日常的に情報提供等を行っていることなどを要件に

地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護

▶ 基本報酬の見直し（例）

	介護度	新単位数
認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）1ユニット	要介護1	759単位/日
	要介護2	795単位/日
	要介護3	818単位/日
	要介護4	835単位/日
	要介護5	852単位/日
認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）2ユニット以上	要介護1	747単位/日
	要介護2	782単位/日
	要介護3	806単位/日
	要介護4	822単位/日
	要介護5	838単位/日
介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）1ユニット	要支援2	755単位/日
介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）2ユニット以上	要支援2	743単位/日

- ▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）8.3%、（Ⅱ）4.6%
- ▶ 夜間支援体制加算（Ⅰ）1ユニット 50単位/日、（Ⅱ）2ユニット 25単位/日
 - ▶ 夜間・深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置、宿直勤務者1名以上
- ▶ 看取り介護加算 144単位/日（死亡日前4日以上30日以下）
 - ▶ 死亡日の前日及び前々日・死亡日については現行と同様
 - ▶ 看取りに関する指針の作成、説明と同意、医師をはじめとする関係者による協議、看取りに関する職員教育の実施
- ▶ ユニット数の見直し・・・3ユニットまで認める
- ▶ 同一建物に併設できる施設・事業所の範囲の見直し

地域密着型サービス 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

- ▶ 名称は「看護小規模多機能型居宅介護」に変更、利用者の重度化を踏まえて看護提供体制を評価し、在宅生活を継続する観点で見直し(例)

			新単位数
看護小規模多機能型居宅介護費	(1) 同一建物居住者以外尾登録者に対して行う場合	要介護1	12,341単位/月
		要介護2	17,268単位/月
		要介護3	24,274単位/月
		要介護4	27,531単位/月
		要介護5	31,141単位/月
	(2) 同一建物居住の登録者に対して行う場合	要介護1	11,119単位/月
		要介護2	15,558単位/月
		要介護3	21,871単位/月
		要介護4	24,805単位/月
		要介護5	28,058単位/月

- ▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）7.6%、（Ⅱ）4.2%
- ▶ 登録定員の緩和：登録定員29人以下、通いサービスの利用定員は18人まで
 - ▶ 通いサービスは登録定員26人以上29人以下の場合のみ
- ▶ 体制訪問看護強化加算（新規） 2,500単位/月
 - ▶ 主治医の指示に基づく訪問看護サービスを利用した利用者の割合が80%以上、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上、特別管理加算の算定割合が20%以上など、直近3か月の提供割合で算定可能
- ▶ 訪問看護体制減算（新規）

算定要件等		減算単位数
算定日が属する月の前3か月において、 ①訪問看護利用者が30/100未満 ②緊急時訪問看護加算算定割合が30/100未満 ③特別管理加算算定利用者の割合が5/100未満	要介護1～3	△925単位
	要介護4	△1,850単位
	要介護5	△2,914単位

- ▶ 運営推進会議及び外部評価の効率化
- ▶ 事業会議時支援加算の延長：平成29年度末まで延長

サービス別介護職員処遇改善加算

現行の加算の仕組みは維持しつつ、
更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、
労働環境の改善の取組を評価

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ) (Ⅱ) × 90%	(Ⅳ) (Ⅱ) × 80%
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%		
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%		
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
介護老人保健施設	2.7%	1.5%		
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%		
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%		

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の80%を算定

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

▶ 介護職員処遇改善加算の算定要件 (共通)

- ▶ ① 介護職員の賃金改善に関する計画の策定 (加算算定額以上の改善案)
- ▶ ② 上記①の改善計画を都道府県に提出
- ▶ ③ 加算算定額に相当する賃金改善を実施
- ▶ ④ 事業年度ごとに実績を都道府県に報告
- ▶ ⑤ 直近12か月間において労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
- ▶ ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われている

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) : 共通項目に加え下記⑦⑧を実施

- ▶ ⑦ (1) 介護職員の職務規定がある (賃金規定を含む)、(2) 書面で職員に通知している、(3) 資質の向上の研修計画・実施等、(4) 研修計画等の職員への周知などを実施している
- ▶ ⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2)、⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2) 又は⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) : 共通項目のみ実施

サービス提供体制強化加算

▶ (介護福祉士割合 5 割以上)

サービス	新要件及び単位数
介護老人福祉施設	(I) イ 介護福祉士 6 割以上 : 18 単位/日 (I) ロ 介護福祉士 5 割以上 : 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (短期入所療養介護 (老健、病院、診療所、認知症病棟含む))	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護 (空床利用含む) 介護予防短期入所生活介護	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

▶ (介護福祉士割合 4 割以上)

	新要件及び単位数
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援 I】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 72 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 48 単位/月 【要支援 II】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 144 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 96 単位/月

▶ (介護福祉士割合 3 割以上)

	新要件及び単位数
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 36 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型：夜間対応型訪問介護)	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 12 単位/回 【包括型】 (II) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 126 単位/月 (II) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 500 単位/月

- ▶ (※) 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。